

# 受刑者の仮釈放をめぐるヨーロッパ 人権条約 5 条の射程とコモン・ロー

河 合 正 雄

1. はじめに
2. 受刑者の仮釈放の概要
  - (1) 仮釈放要件
  - (2) 仮釈放審査委員会
3. ヨーロッパ人権条約 5 条 4 項に関する  
ヨーロッパ人権裁判所判例法理の概要
4. コモン・ローとヨーロッパ人権条約 5 条 4 項
  - (1) West 事件
  - (2) Black 事件
  - (3) Osborn 事件
  - (4) Whiston 事件
  - (5) 小 括
5. 社会復帰のためのプログラムの提供と  
ヨーロッパ人権条約 5 条 1 項・4 項
  - (1) James 事件
  - (2) Corey 事件
  - (3) Kaiyam 事件
  - (4) Brown 事件
  - (5) 小 括
6. 日本への視座

## 1. はじめに

仮釈放を積極的に行うことは、受刑者本人の人権保障や人生設計にとって大きな利益があるのみならず、社会復帰に向けた意欲を維持する上でも重要な意味を持つ<sup>1)</sup>。イギリスでは、1980年代末から2000年代初頭にかけて、ヨーロッパ人権裁判所が、無期刑受刑者の仮釈放やその取消し権限を国務大臣に委ねていたイギリス法をヨーロッパ人権条約（以下、単に「条約」とする。）5条1項・4項違反とする判決を断続的に下した。その結果、1991年刑事司法法（Criminal Justice Act 1991 (c.53)）や2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003 (c.44)）に、仮釈放やその取消しに関する国務大臣の裁量を制限し、独立機関である仮釈放審査委員会の判断に拘束力を持たせる条項が盛り込まれるなどにより、「司法化」の方向が進展した<sup>2)</sup>。

他方で、2000年代半ば以降、ヨーロッパ人権裁判所に対する反発がイギリス国内で高まり、それに呼応して、ヨーロッパ人権裁判所の人権保障水準を後退させたと評価しうる判決が出るようになる。1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c.42)）2条1項によってヨーロッパ人権裁判所判決等<sup>3)</sup>を考慮に入れることを義務付けられた国内裁判所も、必ずしも同裁判所判決等に従っているとは限らない判断を下す傾向がみられるようになる<sup>4)</sup>。その一方

- 
- 1) 仮釈放の目的につき、川出敏裕・金光旭『刑事政策（第2版）』（成文堂、2018年）247頁。
  - 2) 詳細につき、河合正雄「無期刑受刑者の人身の自由——イギリスの無期刑受刑者の拘禁期間をめぐる司法判断を題材として」早稲田法学会誌 61巻1号（2010年）149-166頁。
  - 3) ヨーロッパ人権裁判所の判決・決定・宣言・勧告的意見、ヨーロッパ人権委員会（1998年11月に発効した条約第11議定書によって廃止された）の意見・決定、閣僚委員会の決定を指す。
  - 4) 河合正雄「1998年人権法下のイギリスにおけるヨーロッパ人権裁判所判例法理の受容と反発」申恵丰編『新国際人権法講座 第5巻 国内的メカニズム/関連メカニズム（仮）』（信山社、2023年予定）III(2)～(4)。

で、相対的にコモン・ローを重点的に参照することで、受刑者の人権保障に資する判断をする国内裁判所判決も出るようになる。

本稿は、受刑者の仮釈放やその取消しをめぐる、2000年代から2010年代にかけての貴族院及び最高裁判決と、実務上無期徒刑受刑者と裁量的仮釈放期間を有する有期刑受刑者が仮釈放を認められるための前提となる社会復帰のためのプログラムの提供の遅延をめぐる、国内裁判所とヨーロッパ人権裁判所間の「司法対話 (judicial dialogue)」を検討し、条約5条1項・4項とコモン・ローが果たす役割について考察する。

## 2. 受刑者の仮釈放の概要

### (1) 仮釈放要件

イギリスの受刑者に対する仮釈放制度の大枠は2003年刑事司法法12編6章で規定され、2020年量刑法 (Sentencing Act 2020 (c.17)) 2012年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法等によって修正されている。2023年2月末時点における仮釈放制度の概要は、以下の通りである。

イギリスの無期徒刑受刑者は、応報・抑止の観点から罪責の重大性に比例して個別に決定される最低拘禁期間 (minimum term, 旧称 tariff) と、最低拘禁期間経過後に他者の心身に深刻な危害を加える危険がある場合に継続拘禁する期間 (事実上の保安拘禁) に二分される。継続拘禁期間の拘禁根拠は公衆に対する危険性に尽きるものの、実際に仮釈放が認められるためには、受刑者が各種の社会復帰のためのプログラムを受講することによって危険性がないことを立証する運用がとられている。そのため、無期徒刑受刑者が継続拘禁期間に達するまでに社会復帰のためのプログラムを提供することは重要な意味を持つ。なお、公衆の保護のための不定期刑 (indeterminate sentence of imprisonment for public protection, 以下、単に「IPP」とする。) <sup>5)</sup>は無期徒刑に分類される。

5) 裁判所が、裁量的無期徒刑 (discretionary life sentence: 謀殺 (murder) 以外の無期

有期刑受刑者は、刑の種類等によって仮釈放時期や仮釈放の終局的な決定権者に差が設けられている。通常の有期刑の場合は、刑期が12か月未満の受刑者は刑期の1/2の経過によって必要的に仮釈放され（2012年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法111条1項によって、2003年刑事司法法243A条に挿入された）、刑期が12か月以上の受刑者は刑期の1/2の経過によって必要的に仮釈放された後に保護観察に付される（2003年刑事司法法244条、249条1項）。但し、特定の性犯罪と故殺等の重大な暴力犯罪で刑期が4年以上の受刑者と、特定の暴力犯罪で刑期が7年以上の受刑者は、刑期の2/3の経過によって必要的仮釈放となる（2022年警察、犯罪、量刑及び裁判所法（Police, Crime, Sentencing and Courts Act 2022 (c.32)）130条3項によって、2003年刑事司法法244ZA条に挿入された）。特定のテロ犯罪で服役する受刑者は、刑期の2/3の経過によって裁量的仮釈放となる（2020年テロ犯罪者（仮釈放制限）法（Terrorist Offenders (Restriction of Early Release) Act 2020 (c.3)）1条2項によって、2003年刑事司法法247A条に挿入された）。  
拡張的監督期間付拘禁刑（extended sentence）<sup>6)</sup>の場合は、拘禁期間が10年未

---

刑相当の重大犯罪を行い、かつ公衆に深刻な危害を与える重大な危険性を有する場合に科刑される）を科す程度には至らないものの、公衆に対して深刻な危害を与える重大な危険性を有すると思料した者に対して必要的に科刑される無期刑である（2003年刑事司法法225条）。必要的無期刑（mandatory life sentence: 謀殺で有罪となった者に対して一律に科刑される）や裁量的無期刑と異なり、仮釈放から10年の経過で効力を失う。IPPは、2008年刑事司法及び出入国管理法（Criminal Justice and Immigration Act 2008 (c.4)）13条1項が、科刑条件を一定の前科があり、かつ最低2年以上の最低拘禁期間を科せらるであろう犯罪を行った者に限定した上で裁量的科刑とし、2012年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法（Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 (c.10)）123条によって廃止された。但し、2012年法123条は遡及適用されない。IPPの問題点と廃止に至る経緯につき、Christopher Rose, 'RIP the IPP: A Look Back at the Sentence of Imprisonment for Public Protection', (2012) 76 JCL 303, at 306–311.

- 6) 裁量的無期刑を宣告する程度には至らないものの、2020年量刑法附則18が規定する特定の犯罪を行い、裁判所が公衆に対して深刻な危害を与える重大な危険性を有すると思料し、かつ同法附則14が規定する特定の前科があるか4年以上の拘禁が相当である者に対して、拘禁期間（custodial term）と、拘禁期間経過後に保護観察に付す拡張的監督期間（extension period）を宣告する有期刑である。拡張的監督期間は最短1年間であり、暴力犯罪は最長5年間、性犯罪とテロ犯罪は最長8年間、特定の

満の受刑者は拘禁期間の2/3の経過によって必要的仮釈放となり、拘禁期間が10年以上の受刑者は拘禁期間の2/3の経過によって裁量的仮釈放となる(2012年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法125条3項によって、2003年刑事司法法246A条に挿入された)。

1980年代末以降のヨーロッパ人権裁判所判決を契機として、仮釈放やその取消しに関する国務大臣の裁量は限定されていった。独立機関である仮釈放審査委員会の裁量も制定法によって限定される傾向にあり、現時点では、無期刑受刑者と裁量的仮釈放期間を有する有期刑受刑者が仮釈放審査委員会による仮釈放審査の対象となる。もっとも、2022年警察、犯罪、量刑及び裁判所法132条4項によって挿入された2003年刑事司法法244ZB条が、必要的仮釈放の対象となる有期刑受刑者を仮釈放すれば謀殺や暴力犯罪・性犯罪・テロ等の公衆に対して深刻な危害を与える重大な危険性があると国務大臣が信じる合理的な理由がある場合に、仮釈放の可否の審査を仮釈放審査委員会に付託する権限を付与した。法文上は、国務大臣に仮釈放の可否を判断する権限はなく、仮釈放審査委員会に付託できる要件も限定されているとはいえ、権力分立原理や条約5条4項の見地から国務大臣の裁量を限定していった1980年代末以降のストラスブール判例法理の展開とそれに従ったイギリス法の展開を掘り崩す危険がある。

## (2) 仮釈放審査委員会

仮釈放審査委員会は、国務大臣に規則制定権限を付与した2003年刑事司法法239条5項と附則19に基づく委任立法である2019年假釈放審査委員会規則(Parole Board Rules 2019, SI 2019/1038)によって規律されている。仮釈放

---

テロ犯罪は最長10年間である(2020年量刑法279-281・306条)。訳語は、高橋有紀「イギリスにおける拘禁刑改革——白書『刑務所の安全と改革』を中心に」本庄武・武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』(日本評論社、2017年)198頁に準拠した。本刑の問題点につき、John Saunders, 'The Extended Determinate Sentence: Is It a Just and Fair Sentence?', [2017] Crim LR 940, at 943-945.

審査委員会が設置された1968年時点では、国務大臣に勧告を行う機関にすぎなかったものの、現在は独立機関とされ、準司法的機能を有する<sup>7)</sup>。もっとも、予算や委員の任免権限を国務大臣が有する点について懸念が示されている<sup>8)</sup>。2022年3月末日時点で346名の委員がおり、そのうち裁判官が55名、心理学者が64名、精神科医が37名を占めている<sup>9)</sup>。

仮釈放審査委員会の主要な任務は、裁量的仮釈放の対象となる受刑者の仮釈放（仮釈放を取り消された受刑者の仮釈放を含む）の可否の決定と審査にあたって口頭審理<sup>10)</sup>を行うか否かの決定、国務大臣に対する閉鎖刑務所に収容されている無期刑受刑者の開放刑務所への移送の勧告である（2019年仮釈放審査委員会規則19条1-3項、25条1項<sup>11)</sup>）。仮釈放審査委員会が仮釈放を決定する基準は、1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997 (c.43)）28条6項上の、仮釈放審査委員会が公衆を保護するために拘禁がもはや必要ではないと判断することとされる<sup>12)</sup>。公衆に対する危険性がないことは、実務上、各種の社会復帰のためのプログラムを受講することによって、受刑者自身が仮釈放審査委員会に対して立証する必要がある。最低拘禁期間が経過した無期刑

---

7) 2022年時点の仮釈放審査委員会の全体像につき、Ministry of Justice, 'Root and Branch Review of the Parole System: The Future of the Parole System in England and Wales', (CP 654, March 2022).

8) Rona Epstein, 'Is the Parole Board Sufficiently Independent?', (2007) 12 Coventry LJ 20, at 22-23 and R (Brooke and another) v PB and another, [2008] EWCA Civ 29, paras. 79, 87 and 92, per. Lord Phillips CJ.

9) Parole Board, 'The Parole Board for England and Wales Annual Report & Accounts 2021/22', (HC 528, 20 July 2022), at 14 and 68. 専門家委員の少なさや委員構成のダイバーシティ確保に対する懸念として、See, Nicola Padfield, 'The Function of the Parole Board—Avoiding Failure or Promoting Success?', [2020] PL 468, at 484.

10) 2022年時点の口頭審理プロセスの全体像につき、Parole Board, 'Oral Hearing Guidance', (October 2022, v2.0).

11) See, Jacqueline Beard, 'The Parole System of England and Wales', HC Library, No. 8656, 16 January 2023, para. 1.3.

12) 同条項は裁量的無期刑受刑者に対する規定であるものの、他の受刑者の仮釈放審査にも適用される。Parole Board, 'Types of Cases Guidance', (August 2022, v2.0), paras. 3.1-3.3 and 3.7-3.8. See also, R (Sturnham) v PB (No.2) [2013] UKSC 47, para. 42.

受刑者は、いつでも仮釈放審査委員会による仮釈放審査を国務大臣に求めることができ、仮釈放が認められなかった場合も2年ごとに求めることができる（1997年犯罪（量刑）法28条7項）。

### 3. ヨーロッパ人権条約5条4項に関する ヨーロッパ人権裁判所判例法理の概要

条約5条1項a号は、「権限ある裁判所による有罪の判決の後の合法的な拘禁」について、「何人も、……法律で定める手続によらない限り、その自由を奪われない」こと、5条4項は「逮捕又は拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所（court）が拘禁が合法的であるかどうかを迅速に決定し、拘禁が合法的でない場合には、釈放を命ずることができるように、手続をとる権利を有する」ことを保障している。条約5条4項は未決拘禁者を念頭に置いた規定であるものの、ヨーロッパ人権裁判所判例法理は、同条項の保護範囲を一定の受刑者に拡充している。

受刑者の仮釈放に関するヨーロッパ人権裁判所判例法理の概要は、次の通りである。有罪判決確定後の拘禁には、有罪判決と自由の剥奪との間に十分な因果関係（a sufficient causal connection）がなければならない<sup>13)</sup>。時の経過と共に関連性は徐々に弱まり、釈放をしない判断や再拘禁する判断が当初の有罪判決の目的に反する理由や当初の目的にてらして不合理な評価に基づく場合、因果関係は絶たれうる。このような状況に至った場合、拘禁は恣意的であり、条約5条に適合しない<sup>14)</sup>。

自由の剥奪を正当化する根拠が時の経過と共に変化しうる場合、条約5条4項の要請を満たす機関による審査可能性が求められる<sup>15)</sup>。条約5条4項上

13) Weeks v UK [PC], no.9787/82, 2 March 1987, para.42 and James, Wells and Lee v UK, nos.25119/09 *et al.*, 18 September 2012, para.189.

14) James, Wells and Lee, *supra* note 13, para.189.

15) See, Stafford v UK [GC], no.46295/99, 28 May 2002, para.87.

の「裁判所 (court)」に該当する機関であるためには、自由の剝奪の種類に応じて一定の手続的保障が確保された司法的機能を有し、行政府から独立し、拘禁が違法である場合に釈放を命じる権限がなければならない<sup>16)</sup>。条約5条4項の要請を満たすためには、仮釈放審査等を仮釈放審査委員会が行い、その判断が拘束力を持つ必要がある。

条約5条4項の保護範囲に関して、当初の判例は、行政機関によって自由が剝奪される場合に限定していた<sup>17)</sup>。しかしその後、精神障害 (unsound mind) を理由とした拘禁に拡大され<sup>18)</sup>、裁量の無期刑<sup>19)</sup>、無期限拘留刑 (detention during Her Majesty's Pleasure)<sup>20)</sup>、必要的無期刑<sup>21)</sup>に拡張された<sup>22)</sup>。これら以外の拘禁刑に対する条約5条4項の射程が、本稿の主要な検討課題である。

#### 4. コモン・ローとヨーロッパ人権条約5条4項

まず、受刑者が仮釈放やその取消しをめぐる争った2005年から2014年にかけての貴族院及び最高裁判決から、コモン・ロー上の手続上の公正さと条約5条4項との関係について検討する。

##### (1) West 事件

West 事件では、必要的仮釈放中の2名の受刑者（拘禁刑3年と6年6か月）

16) Weeks, *supra* note 13, para. 61.

17) De Wilde, Ooms and Versyp v Belgium [PC], nos. 2832/66 *et al.*, 18 June 1971, para. 76.

18) Winterwerp v The Netherlands, no. 6301/73, 24 October 1979, paras. 55–57 and 60–61.

19) Weeks, *supra* note 13, and Thynne, Wilson and Gunnell v UK [PC], nos. 11787/85 *et al.*

20) 18歳未満の者に対する無期刑である。Hussain v UK, no. 21928/93, 21 February 1996.

21) Stafford, *supra* note 15.

22) 詳細につき、河合・前掲2, 149–153・161–164頁。



に対して、仮釈放審査委員会が口頭審理を行わずに仮釈放を取り消した処分のコモン・ローと条約5条・6条適合性が争点となった。2005年1月27日の貴族院判決では、Bingham 裁判官が主導的意見を述べた<sup>23)</sup>。

コモン・ロー上の手続上の公正さに関する義務は、有期刑受刑者の仮釈放の取消しを争うあらゆる事例で口頭審理を行うことは求めているもの、今まで前提とされてきたように抑制的ではない。たとえ重要な事実が争われていない場合も、釈明や軽減のために口頭審理の機会が与えられうる (para. 35)。Weeks v UK 判決や Thynne, Wilson and Gunnell v UK 判決, Van Droogenbroeck v Belgium 判決, E v Norway 判決<sup>24)</sup>からすると、仮釈放審査委員会は、仮釈放中の受刑者の拘禁を是認するのに十分であるかを審理し、もしそうであれば公衆保護のために拘禁が必要であるかを決定する権限を有するべきである。仮釈放取消しの審理がコモン・ロー上の手続上の公正さの要請に適合する方法で行われるならば、同審理は条約5条4項の要請を満たす (para. 37)。

本判決は、コモン・ローを根拠として、重要な事実関係が争点とならない場合も口頭審理の機会が保障されるとした上で (para. 35)、本件の状況下で口頭審理の機会を与えなかったことがコモン・ロー上の手続上の公正さに関する義務に反しており、そのことが条約5条4項に反するとした (paras. 45-47)。本判決は、コモン・ローを主軸に据えて口頭審理の機会を保障することを重視した上で<sup>25)</sup>、ヨーロッパ人権裁判所判例を参照して、コモン・ロー上の義務に違反しておりそのことが条約違反でもあるとする結論を導いてお

23) R (West) v PB [2005] UKHL 1. 条約6条に関する論点については割愛する。

24) Weeks, *supra* note 13, para. 59, Thynne, Wilson and Gunnell, *supra* note 19, para. 79, Van Droogenbroeck v Belgium [PC], no. 7906/77, 24 June 1982, para. 49, E v Norway, no. 11701/85, 29 August 1990, para. 50. 後二者は、予防拘禁に関する事案である。

25) Hope 補足意見は、口頭審理を行わなければ、個人としての受刑者に焦点をあてずに一般論や経験則に基づいて事案が処理される危険性があると指摘している (West, *supra* note 23, para. 66)。

り、コモン・ロー上の権利内容を条約5条の解釈に読み込む可能性を示している。条約5条4項とコモン・ロー上の手続上の公正さの要請との関係について、Hope補足意見は、条約とコモン・ローは相互に知見を与えており、コモン・ロー上の手続上の公正さ自体は条約上の要請ではないものの、条約5条4項は継続拘禁が司法的に監督されることを求め、国内法（1998年人権法6条1項）は司法的に行動する機関が手続上公正な方法で行動することを求めているため、条約上の要請に組み込まれていると述べている（paras.74-75）。本判決のアプローチは、ヨーロッパ人権裁判所の条約違反判決がないか、同裁判所判例法理を主要な論拠とした受刑者の救済が国内の状況にてらして難しい場合も、コモン・ローに依拠しつつ、コモン・ローに同裁判所判例の知見を組み入れることによって、国際人権規範を実質的に国内適用する可能性を示している。

## (2) Black 事件

2003年刑事司法法244条は、拡張的監督期間付拘禁刑を除く有期刑受刑者に対しては刑期の1/2が経過した時点で必要的仮釈放とする旨を規定していたものの、2005年4月4日以前に行われた犯罪に対しては、1991年刑事司法法が適用されていた。1991年刑事司法法は、刑期が4年以上の長期刑受刑者は刑期の2/3に達した時点で必要的仮釈放とし（33条2項）、1/2から2/3の期間は、仮釈放審査委員会が仮釈放を勧告した場合に国務大臣が裁量的に仮釈放を認めることができたとしていた（35条1項）。さらに1991年法50条2項前段と1998年仮釈放審査委員会令（Parole Board (Transfer of Functions) Order 1998, SI 1998/3218）2条が、刑期が15年未満の長期刑受刑者については35条1項上の「……することができる（may）」を「……するものとする（shall）」に置き換え、国務大臣の仮釈放権限が仮釈放審査委員会の判断に拘束されることを定めていた。

拘禁刑24年に服するBlackは、刑期の1/2が経過した後に仮釈放審査委

委員会による仮釈放勧告を国務大臣が拒絶した点を不服として提訴した。2008年4月15日の控訴院判決は、終局的な仮釈放権限を国務大臣に委ねた1991年刑事司法法35条1項について条約5条4項不適合宣言を下した<sup>26)</sup>。しかし、2009年1月21日の貴族院判決は、5名の裁判官のうち4名が条約不適合を否定し、Brown裁判官は、次の主導的意見を展開した<sup>27)</sup>。

ヨーロッパ人権裁判所は、一貫して有期刑と無期刑を異なるものとして扱ってきた (paras. 66–67)。(危険性を拘禁根拠とする最低拘禁期間終了後の無期刑受刑者とは異なり、応報を根拠として裁判所が宣告した刑期に服している有期刑受刑者の仮釈放の取消しが争われる事案には条約5条1項・4項上の問題は生じないとした) Brown v UK 決定<sup>28)</sup>とは反対に、West判決にてらすと、仮釈放の取消しによって、条約5条4項上の「拘禁の合法性に影響を及ぼす新規の問題」が生じることが避けられない。仮釈放の取消しが争われる事案は、最低拘禁期間終了後の無期刑受刑者に対する仮釈放の拒絶や行政による予防拘禁が争われた事件と同視すべきということになる。これらの判例は、(応報を根拠として裁判所が宣告した刑期に服している)有期刑受刑者の刑期中は条約5条4項が適用されないとする国務大臣側の主張を弱めることになる。しかし、West判決のBingham主導的意見は、有期刑は本質的に刑罰(応報)を目的として科刑されていることを強調しており、受刑者側の立論の助けにならないことは明らかである (para. 74)。

条約5条4項は有期刑受刑者が裁量的仮釈放期日に達した場合に常に適用されるわけでは決してないというのが、条約の正しい見解である (para. 77)。Giles判決<sup>29)</sup>、West判決及びClift判決<sup>30)</sup>は、条約5条4項の射程を従来認

26) R (Black) v SSJ [2008] EWCA Civ 359.

27) R (Black) v SSJ [2009] UKHL 1.

28) Brown v UK (dec.), no. 968/04, 26 October 2004, paras. 1–2.

29) R (Giles) v PB and another [2003] UKHL 42. 暴力・性犯罪に対して被告人による深刻な危害から公衆を保護するために必要な期間を超える量刑の宣告を求めた1991年刑事司法法2条2項b号に基づいて拘禁刑7年を宣告された受刑者が、量刑の根拠が危険性にある点で裁量的無期刑と類似するにもかかわらず、仮釈放審査委員

識されてきた限界を超えて拡張しているように思われる。条約5条4項は、単に有益である (useful) というだけで適用することはできない。国務大臣が仮釈放審査委員会の判断を覆すことができれば、仮釈放制度の運用に恣意性が生じる危険性はあるものの、国務大臣の判断に対しては司法審査が可能であり、その判断に恣意性や不合理が認定されれば取消しの対象となる。行政権に仮釈放の決定権を認めることは、擁護できないほどに変則的 (indefensibly anomalous) ではあるものの、条約5条4項には違反しない (para.81)。ヨーロッパ人権裁判所が示した本質的な区分は、有期刑受刑者の仮釈放等の裁判所が宣告した量刑を行政が履行する事案と、無期刑受刑者の最低拘禁期間が (裁判所によって) 設定された後に継続拘禁期間を決定する事案との間にあり、前者には条約5条4項は適用されない (paras.83 and 66-70)。

---

会による仮釈放審査が保障されないことの条約5条4項適合性を争った。Hope 主導的意見は、ヨーロッパ人権裁判所判例法理上の決定的な区分は、拘禁期間が裁判所によって固定されている事案と、拘禁期間の判断が行政に委ねられている事案である (para.41)。条約5条1項 a 号上合法に拘禁された場合は、条約5条4項上求められる審査は当初の量刑に組み込まれているとする De Wilde, Ooms and Versyp v Belgium 判決 (*supra* note 17) の基本原則が妥当しない事案は、拘禁期間の決定権が裁判所から行政に移行しており、当初の量刑で告知された要因が時の経過と共に変化する場合である。このような事案では、条約5条4項が求める審査は、当初の量刑には組み込まれていない (paras. 51 and 40) とした。

- 30) R (Clift) v SSHD [2006] UKHL 54. 1991年刑事司法法 35条1項・50条2項の条約5条と結びついた条約14条 (差別の禁止) 不適合が争点となった事件である。Bingham 主導的意見は、Clift を仮釈放する仮釈放審査委員会の勧告を国務大臣が拒絶した 2002年10月時点で、裁量的無期刑と無期限拘留刑は仮釈放審査委員会が終局的な権限を有し、必要的無期刑についても Stafford v UK 判決 (*supra* note 15) が同様の手続保障を求めており、刑期が15年以上の有期刑受刑者に対する処遇は、2002年までに擁護できないほどに変則的 (indefensible anomaly) となった (paras.33 and 38) とした。もっとも、刑期は条約14条上の「他の地位 (other status)」に該当しないと (paras.27-28)、条約不適合を否定した。なお、退去強制の対象とされている刑期が4年以上の長期刑受刑者の仮釈放を拒絶する権限を国務大臣に付与した 1991年刑事司法法 46条1項と 50条2項に対しては、国務大臣側が 1998年人権法 3条上の条約適合解釈ができないことを争わなかったため、条約5条と結びついた条約14条不適合宣言を下した (para.40)。

Brown 主導的意見は、条約不適合宣言をした原審の控訴院判決を覆し、West 判決はヨーロッパ人権裁判所の同種事案の先例である Brown v UK 決定ではなく、無期刑受刑者の継続拘禁や行政による予防拘禁に関する先例を参照しているとして (paras.73-74), West 判決等の条約5条4項の解釈を批判した。確かに、有期刑受刑者の裁量的仮釈放期間の拘禁は、危険性のみを根拠としない。しかし、これまでのヨーロッパ人権裁判所判例である Weeks v UK 判決や Thynne, Wilson and Gunnell v UK 判決, Hussain v UK 判決, Stafford v UK 判決<sup>31)</sup>等の判旨は、仮釈放は条約5条4項上の「裁判所 (court)」が判断を行い、その判断に拘束力を持たせる点にある。ヨーロッパ人権裁判所判例法理を前提とすれば、仮釈放審査委員会の仮釈放勧告を国務大臣が拒絶する裁量を残した条項の条約適合性には疑問がある。結論としては条約5条4項に違反しないとする Rodger 補足意見も、国務大臣側が受刑者の仮釈放権限を有し続けることに執拗に執着することを懸念する付言を付し (para. 50), Carswell 補足意見も、同様の指摘をしている (para.58)。また、Phillips 反対意見は、イギリスの量刑枠組みや刑事政策、制定法は有期刑受刑者を満期まで拘禁することは想定しておらず、受刑者が仮釈放要件を満たしているかの判断を求めることができるために、(有期刑受刑者にも)条約5条4項が適用されなければならない (paras.16-18) と述べている。仮釈放要件を満たすにもかかわらず拘禁され続けていないかを条約5条4項上の「裁判所」に判断することを求める機会を付与することは、少なくとも、恣意的な拘禁から保護するという条約5条の趣旨に合致する。

### (3) Osborn 事件

West 判決よりもコモン・ローを検討する比重を高めて判断をした判決が、2013年10月9日の Osborn 判決である。同事件では、拘禁刑6年、裁量的

31) Weeks, *supra* note 13, Thynne, Wilson and Gunnell, *supra* note 19, Hussain, *supra* note 20 and Stafford, *supra* note 15.

無期刑，自動的無期刑 (automatic life sentence)<sup>32)</sup>に服する 3 名の受刑者に対して，仮釈放審査委員会が口頭審理を認めずに書面審理によって仮釈放やその前提となる開放刑務所への移送<sup>33)</sup>を認めない決定をした点が争点となった。2013 年 10 月 9 日の最高裁判決で全員一致の法廷意見を述べた Reed 裁判官は，以下の通り判示した<sup>34)</sup>。

条約上の権利は大部分が非常に高度に一般的に規定されており，はるかに具体的な国内法の規定を通じて履行されなければならない (para.55)。条約と我々の憲法に通底する価値は，条約上の権利は主として国内法体系によって保障されるべきことを求めている (para.56)。しかしながら，国内法が条約の要請を十分に反映していないことがありうる。この場合は，国会が国際法上の義務を履行するために立法する途が常に開かれており，国内裁判所もまた，コモン・ローの発展や立法の解釈を通じて国際法上の義務を考慮に入れることができる。1998 年人権法が重要であることは言うまでもないものの，同法はコモン・ローや制定法の下での人権保障にとってかわることはなく，ヨーロッパ人権裁判所判決に基づく別個の法体系を創設することはない。人権は国内法によって保護され続け，しかるべき場合に 1998 年人権法に従って解釈され，発展し続ける (para.57)。このアプローチは今や十分に確立している。一例が West 判決である。同判決は，コモン・ローの要請を判断するにあたって，コモン・ローを出発点に据え，コモン・ロー法域の判例と共にヨーロッパ人権裁判所判例を検討した (paras.58–59)。

---

32) 2 度目の重大な暴力犯罪及び性犯罪に対して必要的に宣告される (1997 年犯罪 (量刑) 法 2 条)。IPP に発展的に吸収されたものの，2012 年法律扶助，量刑及び犯罪者処罰法 122 条 (2003 年刑事司法法 224A 条に挿入された) によって，特定の暴力・テロ・性犯罪を行い，有期刑が科されるならば 10 年以上相当となる罪状で，以前に特定の暴力・テロ・性犯罪で 10 年以上の有期刑又は最低拘禁期間 5 年以上の無期刑を科された者が対象となる無期刑 (life sentence for second listed offence) が導入され，自動的無期刑が事実上復活した。自動的無期刑は，現在は 2020 年量刑法 283 条に規定されている。

33) Tim Owen and Alison MacDonald eds., *Livingstone, Owen, and MacDonald on Prison Law*, (Oxford, 5<sup>th</sup> ed., 2015) at 591, footnote 136.

34) *Osborn v PB* [2013] UKSC 61.

仮釈放審査委員会は、事実関係や争点の重要性にてらして、公正さの点から必要な場合はいつでも口頭審理を行うべきである (para. 81)。口頭審理の目的は、仮釈放審査委員会の意思決定を助力するのみならず、本人の重要な影響にかかわる決定に参加できることで受刑者の正当な利益を反映することに留意すべきである。口頭審理が事件を実効的に処理しうるのに必要である旨の擁護できる理由がある場合は、口頭審理が認められるべきである (para. 82)。仮釈放を取り消された受刑者は、条件付きであれ、自由が剝奪されていることに留意すべきである (para. 83)。West 判決によれば、重要と思われる事実が争われている場合又は重大な釈明や軽減事由が提出されている場合に、口頭審理が求められる (para. 85)。口頭審理を行わなければ独立した危険性の評価を適切又は公正に行うことができない場合もまた、口頭審理が求められる (para. 86)。仮釈放審査委員会は、トラブルや出費の回避を理由として、受刑者が争っている問題の重要性を軽視する誘惑に道を譲るべきではない (para. 91)。

本件決定の有効性を判断するために、条約上の権利を検討する必要はない。しかしながら、コモン・ロー上の要請に従うことが条約5条4項の要請を満たしているか、同条項が口頭審理よりもいっそう広範囲の義務を課しているかを検討するために、そのようにすることが適切である (para. 101)。Hussain v UK, Waite v UK 両判決<sup>35)</sup>にてらすと、本人の人格と成熟の水準が危険性を判断する上で重要な意味を持つ場合には、口頭審理が手続の公正さを確保する上で不可欠となりうるとしている。両判決は少年の事案(無期限拘留刑)であるものの、上述の点は少年以外の事案にも妥当する (paras. 106-112)。仮釈放審査委員会は、コモン・ロー上の手続上の公正さを保障する義務を果たさなかったため、条約5条4項に適合して行動しなかった (paras. 113 and 116)。

Osborn 判決は、コモン・ローを詳細に検討して仮釈放審査委員会が口頭審理を行うべき場合を示し、仮釈放審査委員会の判断の違法性を認めた後に (paras. 58-100)、ヨーロッパ人権裁判所判例を比較的簡潔に確認し、コモン・

35) Hussain, *supra* note 20 and Waite v UK, no. 53236/99, 10 December 2002.

ローから導出した結論がヨーロッパ人権裁判所判例からも是認されたとした (paras. 102–112)。コモン・ローに依拠しヨーロッパ人権裁判所判例で補完する手法は、条約上の権利・自由 (国際人権法) をコモン・ロー (国内法) に内在化させるプロセスの一環として考察することもできる<sup>36)</sup>。

加えて、コモン・ロー上の手続上の公正さの要請と刑事政策上の観点から、受刑者の重大な利害の決定にかかわる手続に本人が主体的に参加する機会を保障すべき根源的な意義を示し、口頭審理を行うことに非常に消極的な仮釈放審査委員会の実務に苦言を呈した点 (paras. 68–70 and 91) も重要である。

#### (4) Whiston 事件

最高裁は、条約 5 条 4 項の射程をヨーロッパ人権裁判所判例よりも拡張させて解釈するアプローチではなく、端的にコモン・ロー・アプローチによって受刑者の権利を救済する可能性を示唆する判決も下している。

拘禁刑 18 か月に服していた Whiston は、刑期の 1/2 が経過し、必要的仮釈放期日に達する 2011 年 7 月 5 日以前の 2 月 21 日に仮釈放され電子監視付きの自宅拘禁 (home detention curfew) とされたものの、4 月 7 日に 2003 年刑事司法法 255 条 1 項<sup>37)</sup>に基づいて国務大臣によって仮釈放が取り消された。Whiston は、同条に基づく仮釈放の取消しが仮釈放審査委員会による審査の対象とされていなかった点の条約 5 条 4 項適合性を争った。2014 年 7 月 2 日の最高裁判決では、Neuberger 裁判官の主導的意見 (3 名の裁判官が同調) が、ヨーロッパ人権裁判所判例、国内判例の順に検討した上で (paras. 21–37)、次のように述べている<sup>38)</sup>。

裁判所によって有期刑を宣告された者は、当該刑期の間は条約 5 条 4 項違

---

36) David Blair, 'Quis Custodiet Ipsos Custodes? The Opportunities and Democratic Legitimacy of the Post-Osborn Human Rights Debate', [2016] JR 83, at 93.

37) 遵守事項違反に加えて、本人の所在を電子監視できない場合も取消し事由として規定している。

38) Whiston v SSJ [2014] UKSC 39.



反を理由として自由の剝奪を争いえないことは疑いの余地がない (para. 38)。ひとたび有期刑を宣告されれば、条約5条1項a号によって許容される方法で「その自由を奪われ」ているため、「拘禁が合法的である」ことを判断する必要がないからである (para. 39)。このアプローチでは、条約5条4項は、通常は有期刑受刑者の行政による裁量的仮釈放が問題となる事案では援用されえない (para. 40)。West 判決は、条約5条4項に関する限り不十分であるように思われると言わざるをえない。第1に、関連するヨーロッパ人権裁判所判例を引用しながら、Slynn 裁判官を除いて従わないことの説明がない。第2に、Giles 判決を参照しながらどの裁判官も引用していないため、(Giles 判決の) Hope 主導的意見を検討していないように思われる。第3に、条約5条4項の保障が及ぶことを単に当然視しているように思われる。第4に、Slynn 補足意見 (West, para. 55) は、無期刑の事案である Weeks v UK 判決に依拠して条約5条4項の保障が及ぶとしている (para. 41)。国内裁判所はヨーロッパ人権裁判所よりも条約5条4項の射程を広げるべき旨を含意する Black 判決の Brown 主導的意見パラグラフ74の傍論は、一定の難点がある。ヨーロッパ人権裁判所判例が否定するにもかかわらず、国内裁判所が本件に条約5条4項を適用できるとすることは、明らかに不適切である。個々の事案における特段の事情がない限り、コモン・ローが条約上の権利に依拠することなく Whiston のような立場にある人の権利を完全に適切に保護することができるべきである。West 判決は、そのような状況下でコモン・ローが保護できることを実証している (para. 45)。条約5条4項に関する、West 判決及び Black 判決の Brown 裁判官の傍論と、正面から対決しないことは誤りである。条約5条4項の保障が及ぶとする限りで West 判決は不注意によるものであり、国内法がヨーロッパ人権裁判所判例法理とは異なる判断をすることを示唆する限りで Brown 裁判官の傍論は誤っている (para. 46)。

本件では、受刑者側が国内裁判所判例に、国務大臣側がヨーロッパ人権裁判所判例に依拠した<sup>39)</sup>。Neuberger 主導的意見は、West 判決と Black 判決の

39) Neuberger 裁判官は、この点を「いくぶん直観に反して」と述べている (para. 20)。

Brown 裁判官による条約 5 条 4 項の解釈を痛烈に批判し、有期刑に条約 5 条 4 項の保障が及ぶことを否定する立場を鮮明にしている。その一方で、West 判決が行ったコモン・ロー・アプローチによる救済可能性に着目し、条約上の権利に依拠せずにコモン・ロー単独で権利を適切に保護すべきとまで述べている (para. 45)。本判決は、受刑者に条約上の権利保障が及ぶことを否定し、Whiston の上訴も退けたものの、必ずしも受刑者の権利保障に冷淡な姿勢を示したわけではない。ミラー原則をより厳密に捉え、ヨーロッパ人権裁判所判例法理を拡張するアプローチではなく、コモン・ローによって受刑者の権利救済をするアプローチを打ち出している。

この点で、Hale 裁判官は、有期刑は刑罰（応報）として科刑されるものの、必要的仮釈放期日経過後の仮釈放の取消しの根拠は危険性となるため、条約 5 条 4 項が適用される (para. 53)。有期刑と無期刑の間に類似性はないものの、必要的仮釈放期日に達した有期刑受刑者の仮釈放の取消しと無期刑受刑者の仮釈放の取消しははるかに近い (para. 55)。国内法は、必要的仮釈放を取り消す場合は仮釈放審査委員会の審査に付し、(裁量的仮釈放中の) 自宅拘禁とされた仮釈放を取り消す場合は審査に付さない区別をしている。それは、条約 5 条 1 項・4 項上の原則と合致する区分である (para. 59) と述べている。Hale 意見は、結論としては Whiston が裁量的仮釈放を取り消されている点から条約 5 条 4 項上の権利は保障されないとしたものの (para. 58)、イギリスの量刑制度に着目して条約 5 条 4 項の保護範囲を拡充し、同条項の射程をヨーロッパ人権裁判所判例よりも拡張している。ミラー原則を厳格に適用すれば適切さを欠くものの、双方向性を前提とした「司法対話」の観点からは、国内裁判所が国内法令や実務に着目して条約上の権利保障の射程を拡張することも十分に想定される手法である。コモン・ローによる権利保障に加えて、条約による権利保障の可能性を探求するアプローチも、依然として重要であるように思われる。

## (5) 小 括

独立人権法審査会 (Independent Human Rights Act Review)<sup>40)</sup>が2021年12月14日に公表した報告書は、コモン・ロー・メソッドは、国内の権利レジームの適切な発展や、コモン・ローと条約の相互交換作用に資するとして、条約上の権利を検討する前に国内法とコモン・ローを参照する Osborn 判決の手法を高く評価している<sup>41)</sup>。確かに、コモン・ローを主軸としても、Osborn 判決のような救済例もみられるし、国内で反ストラスブール感情が高まった状況においても、コモン・ローにヨーロッパ人権裁判所判例の知見も盛り込んだ解釈ができることは大きな意義がある。しかし、コモン・ロー・アプローチは、国会制定法が明示的に否定する権利・自由が争点となった場合は、制定法自体を覆すことができず、コモン・ローの一般原理から自由適合的解釈を導出するにとどまる点に限界がある。受刑者を典型例とした法的・社会的な非難にさらされやすいマイノリティの人権保障を充実させる観点からすると、反ストラスブール感情が高まって久しい状況下では<sup>42)</sup>、コモン・ローに主軸を据えたアプローチを積極的に採用することも一定の意義はある。しかし、コモン・ロー・アプローチには上述の点で限界がある。少なくとも受刑者の権利保障を拡充する観点からは、ヨーロッパ人権裁判所を正面から参照することを義務付けた現行の1998年人権法2条1項の枠組みを活用する方が有益である。

---

40) ジョンソン政権が、2020年12月7日に、1998年人権法の改正案を諮問するために、8名の法律家と公法学者で構成される第三者委員会として設置した。

41) IHRAR, 'The Independent Human Rights Act Review', (CP 586, December 2021), at 89. 報告書の詳細な紹介と検討につき、岩切大地「国際的人権規範の司法的執行と政治過程による国内法的権利保障のあいだ——イギリス『人権法独立検討作業報告書』の紹介」立正大学法制研究所研究年報27号(2022年)53頁以下。

42) See, Conservatives, 'Protecting Human Rights in the UK: The Conservatives' Proposals for Changing Britain's Human Rights Laws', (October 2014).

## 5. 社会復帰のためのプログラムの提供と ヨーロッパ人権条約5条1項・4項

次に、実務上、受刑者が自身に危険性がないことを立証する機会となる社会復帰のためのプログラム提供の遅延の条約5条適合性が争われた、2009年から2017年にかけての貴族院・最高裁とヨーロッパ人権裁判所間の「司法対話」に着目する。

### (1) James 事件

厳罰化政策の一環で、IPPが必要的科刑として導入された結果（2003年刑事司法法225条）、無期刑受刑者が急増した。IPPは比較的短期の最低拘禁期間が設定されるため、社会復帰のためのプログラムを受講できずに、最低拘禁期間終了後も仮釈放が認められないIPP受刑者が急増した<sup>43)</sup>。Jamesら3名のIPP受刑者は、社会復帰のためのプログラムの提供の遅延を背景として、最低拘禁期間後も最初に処遇を提供する刑事施設（first stage）に移送されないまま刑に服していた<sup>44)</sup>。

#### ① 貴族院判決

2009年5月6日の貴族院判決は、Brown裁判官が、多数のIPP受刑者が

---

43) 仮釈放の消極化と仮釈放の取消しの積極化も要因にあげられる。See, Nicola Padfield, 'Amending the Parole Board Rules: A Sticking Plaster Response?', [2011] PL 691, at 692–693.

44) 2010年まで、男性の無期刑受刑者は、保安区分が高い施設から低い施設へ処遇段階に応じて移送する制度を採用していた。See, Nicola Padfield, 'Justifying Indefinite Detention—On What Grounds?', [2016] Crim LR 797, at 808 and Owen and MacDonald, *supra* note 33, at 590–591.

最低拘禁期間終了後も危険性がないことを立証する機会が与えられないまま拘禁されており、このことが自身の公法上の義務（1997年犯罪（量刑）法28条7項）に反することを国務大臣が認めている点を確認した上で（paras.26 and 28）、次の主導的意見を述べ、全員一致で受刑者側の主張を退けた<sup>45)</sup>。

（当時の）2003年刑事司法法225条4項は、IPP受刑者の仮釈放について、1997年犯罪（量刑）法28条に従うことを明示している。「コモン・ローは、制定法の明示的な要件に道を譲らなければならない（原審パラグラフ47）」。

仮に最低拘禁期間終了後の拘禁が違法であるならば、仮釈放は不可避であるものの、仮釈放することは1997年犯罪（量刑）法に抵触する。国務大臣が、IPP受刑者が自身の安全性を立証することを可能にするプログラムを提供する公法上の義務に違反していることは、今や争う余地はない。このような義務違反に対する救済は、宣言的救済である（paras.34–37）。1997年犯罪（量刑）法28条6項が想定する立ち位置は、仮釈放審査委員会が安全に仮釈放できると判断しない限り、受刑者は拘禁され続けるというものである。最低拘禁期間経過後の拘禁は、量刑裁判所が同期間終了後も危険性が継続しているであろうと判断しているために正当化される。条約5条1項違反となりうる唯一の根拠は、実効的な審査なしに「非常に長期にわたって（a very lengthy period）」拘禁される場合である（paras.50–51）。条約5条4項は、受刑者が合法に拘禁され続けているかを仮釈放審査委員会が迅速に判断することを求めているにすぎない（para.60）。

## ② ヨーロッパ人権裁判所判決

最高裁判決を不服としたJamesらは、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。ヨーロッパ人権裁判所は、2012年9月18日に、全員一致で条約5条1項違反とする判決を下した<sup>46)</sup>。

45) SSJ v James (formerly Walker and another) [2009] UKHL 22. Walker事件とも表記される。原審（SSJ v Walker [2008] EWCA Civ 30.）につき、河合・前掲2, 164–166頁。

46) James, Wells and Lee, *supra* note 13.

拘禁は、当局に悪意又は欺瞞の要素がある場合に「恣意的」となる (para. 192)。恣意的ではない自由の剥奪と言えるためには、自由を剥奪する根拠と拘禁場所や環境との間に一定の関係がなければならない。しかし、拘禁場所と環境が適切であるかを評価するにあたって、当局に対して直ちに処遇や設備の提供を期待するのは非現実的である (para. 194)。釈放しないか再拘禁する判断が量刑裁判所による目的と合致しない理由に基づく場合、当初は合法であった拘禁は恣意的となる (para. 195)。

申立人らの拘禁の継続は、公衆への危険性があると認められ、危険性がないことを申立人らが立証する機会が欠如していたことによる (para. 199)。最低拘禁期間終了後の拘禁が恣意的であるかを評価するにあたっては、拘禁期間全体を斟酌しなければならない (para. 201)。危険性の理由は時の経過と共に変化しうる。(事件当時は) 裁判官は、被告人に将来の危険性がある場合は必要に IPP を宣告することが求められていたところ、本件の貴族院判決で裁判官たちは、2003 年刑事司法法の過酷さを批判している (paras. 202–203)。申立人に危険性があると認められた場合に量刑判事が IPP を宣告しなければならなかった本件においては、拘禁の目的と拘禁それ自体の間の真の相関関係を確保する必要性は、いっそう必要不可欠である (para. 204)。

(当時の) 2003 年刑事司法法 142 条 (2 項 c 号) は、(同条が規定する) 量刑の目的<sup>47)</sup>を IPP に適用しないことを規定するものの、拘禁の目的に社会復帰が含まれるか否かは、立法全体の枠組みから判断しなければならない (para. 205)。(当時の) 行刑局規則 (Prison Service Order) 4700 (パラグラフ 4.13.2) は、(IPP のような) 短期の最低拘禁期間が設定される無期刑受刑者は、最低拘禁期間が終了するまでに犯罪行動プログラム (offending behaviour programmes)<sup>48)</sup>を優先的に提供されなければならないことを定めている。行刑局規則 4700 の根底にある原則は、無期刑受刑者は、最低拘禁期間が終了する時点で、自身の仮釈

---

47) 5つの目的の中に「犯罪者の矯正と社会復帰」が含まれていた。

48) 様々な社会復帰のためのプログラムのうち、本プログラムが仮釈放にとって重要な意味を持つとされる (See, Owen and MacDonald, *supra* note 33, at 592.)。

放に向けて危険性がないことを立証するあらゆる機会を提供されなければならない点にある (para.206)。自由権規約 10 条やヨーロッパ評議会閣僚委員会の 2003 年無期徒刑及び長期刑受刑者に関する勧告 23 号、2006 年ヨーロッパ刑事施設規則、1955 年国連被拘禁者処遇最低基準規則はいずれも、受刑者の社会復帰処遇の重要性を規定していることにも留意すべきである (para.208)。従って、IPP 受刑者に対して社会復帰に向けた現実の機会を付与することは、公衆保護のみによって拘禁が正当化されるあらゆる期間 (継続拘禁期間) で必要な要素である。2003 年法は、たとえ条文に明示的な目的として規定していなくても、IPP 受刑者に対して社会復帰処遇が提供されるであろうことを前提としていることは明らかである。従って、申立人らの拘禁目的の一つに社会復帰が含まれる (para. 209)。

申立人らが時宜を得たプログラムを提供されなかったことは、行刑局規則 4700 に合致しない。短期の最低拘禁期間が設定される IPP 受刑者は、服役開始から 6 か月以内に適切なプログラムを提供する刑事施設 (first stage) に移送されるべきであった (para.215)。無期徒刑は、裁判所が公衆に対して重大な危険性があると判断した者に対して科しており、危険性が安全なレベルに減少する前に仮釈放が命じられるとすれば遺憾である (para.217)。条約 5 条 1 項は、受刑者が要求できるあらゆるプログラムに即座にアクセスする絶対的な権利を保障してはいないものの、アクセスの制限や遅延は合理的なものでなければならない (para. 218)。申立人に対するプログラム提供の遅延は約 2 年半に及んでいた。最低拘禁期間終了後からプログラム提供までの間の拘禁は恣意的であり、5 条 1 項に違反する (paras.220-221, 全員一致)。

プログラムの不提供は司法審査の対象となり、仮釈放審査委員会は危険性がないと判断した場合に IPP 受刑者を仮釈放する権限を有している。条約 5 条 4 項違反を主張する 2 名の申立人は、これらの手続によって仮釈放が認められなかったことを立証できていないため、条約 5 条 4 項違反は認められない (paras.231-232, 6 対 1)。

### ③ 検 討

IPP の性格について、貴族院の Judge 補足意見は、IPP は、量刑宣告時に将来の危険性を予測して最低拘禁期間後も拘禁が正当化されるとして科刑されているとした (para.103)。Hope 裁判官も、同様の趣旨を述べている (para.14)。しかし、最低拘禁期間と継続拘禁期間で構成される IPP の構造は、他の無期刑と同様である。危険性が時の経過と共に変化しうる要因である以上は、最低拘禁期間終了後に危険性の有無を定期的に審査することなしに拘禁を継続することの条約 5 条 4 項適合性が問われる<sup>49)</sup>。また、比較的短期の最低拘禁期間が設定される IPP は、より早い段階で、危険性のみが拘禁根拠となる継続拘禁期間に到達する。実務上、危険性がないことの立証が受刑者に求められ、その立証方法が社会復帰のためのプログラムを受講することとされる以上は、当局側がより早期に社会復帰のためのプログラムを提供することが条約 5 条 4 項上求められることになる。

James v UK 判決は、社会復帰のためのプログラムの提供の遅延を理由として条約 5 条 1 項違反を認定しており、5 条 1 項の保護範囲を大きく拡充したとは言えない。とはいえ、James v UK 判決にてらせば、当時の多くの IPP 受刑者が条約 5 条 1 項違反の状態にあることになる。James v UK 判決は、プログラムの提供の遅延が慢性化していたイギリス行刑の実務や、そのような状態に陥ることを想定しないか気にもとめずに制定した厳罰化立法に対して、警鐘を鳴らした判決であると評価することもできる。

また、James v UK 判決は、国会制定法である 2003 年刑事司法法 142 条 2

---

49) Wells v PB [2007] EWHC 1835 (QB), para.46, per. Laws LJ. ヨーロッパ人権裁判所は、仮釈放取消後の裁量的無期刑受刑者に対して、プログラム終了から 16 か月間新たなプログラムを提供しないまま、予定通り前回の審査から 2 年後に仮釈放審査を行ったことは「迅速 (speedily)」(条約 5 条 4 項)とは言えないとして、全員一致で 5 条 4 項違反を認定している (Oldham v UK, no.36273/97, 26 September 2000, paras.34–37.)。貴族院の Brown 主導的意見も、傍論で、1997 年犯罪 (量刑) 法 28 条 7 項が 2 年間隔での仮釈放審査を保障していることに言及し、仮釈放審査委員会は最低拘禁期間終了後に数か月を超えて数年にわたって仮釈放審査をせずに拘禁を続けるべきではないとしている (para.51)。



項c号が明示的に除外したにもかかわらずIPPの目的に社会復帰が含まれるとした点の補強論拠として、当時の行刑局規則4700に加えて、行刑領域における重要な国際人権文書である2003年無期徒刑及び長期刑受刑者に関する勧告23号や2006年ヨーロッパ刑事施設規則等を援用した点(para.208)も重要である。

## (2) Corey 事件

Coreyは、北アイルランドで1973年に必要的無期徒刑を宣告され、1992年に仮釈放されたものの、過激派の指導者を務めているという機密情報を理由として、2010年4月に仮釈放を取り消された。2012年7月9日に高等法院判事が保釈(bail)を認めたものの、翌々日に控訴院が高等法院判事には保釈権限がないと判断し、拘禁が続いていた。2013年12月4日の最高裁判決では、Kerr裁判官が、次の主導的意見を述べた<sup>50)</sup>。

IPPは、釈放すれば公衆を危険にさらすという認識ゆえに科刑されている。危険性が払拭されるまで、拘禁と当初の量刑との関連性は維持されている。危険性がなくなり拘禁が恣意的となったかを確かめる手段がないためである(para.45)。従って、論理的には、受刑者が自身に危険性がないことを立証するためのプログラムを通じて危険性の評価ができるようになれば、拘禁が恣意的であるとは見なされなくなる(para.46)。危険性がないことを立証する機会が得られない場合、関連性が失われるためではなく、危険性がないことを立証する機会がないために拘禁が恣意的となる(para.47)。本質的な論点は、危険性がないことを立証する機会の有無であり、機会がない場合は、James v UK判決に従って継続拘禁は明白に恣意的となる(para.48)。本件では、Corey

---

50) *In re Corey* [2013] UKSC 76. Clarke, Hughes, Toulson 裁判官が同意している。本件の主要争点は、北アイルランドの高等法院が仮釈放を取り消された無期徒刑受刑者を保釈(bail)する権限を有するか否かであるものの、本稿に関連する点のみを検討する。

は危険性がないことを立証する機会を有しており、継続拘禁は恣意的ではない (para. 49)。

より問題のある論点は、危険性がないことを立証する機会が与えられない場合は条約 5 条 1 項に違反する違法な拘禁となるために、受刑者を釈放しなければならないかである (para. 50)。James v UK 判決は、恣意的で違法な拘禁は、プログラムに参加できるようにすることで合法的な拘禁となりうるとしている。同判決から完全には明らかではないことは、拘禁が違法である間、受刑者が仮釈放される権利を有するかである (para. 51)。同判決 (の paragraph 217) が、そのような遺憾な事態は回避されるべきであるのか、あるいは歓迎されないものの不可避であるとしているのか、直ちには明らかではない (para. 52)。

本判決は、危険性がないことを立証するためのプログラムの提供の有無を条約 5 条 1 項違反を判断するメルクマールとする旨を、前面に打ち出している。その上で、傍論 (paras. 50–52) で、プログラムの提供に遅延が生じた場合に受刑者を仮釈放する義務の有無について、James v UK 判決からは直ちには明らかではないとしている。この点は、次に検討する Kaiyam 判決が James v UK 判決を批判する論拠の一つとして用いられている。

### (3) Kaiyam 事件

#### ① 最高裁判決

自動的無期刑と IPP に服していた Kaiyam ら 4 名の受刑者がプログラム提供の遅延等の条約 5 条不適合を争った Kaiyam 事件で、2014 年 12 月 10 日の最高裁判決<sup>51)</sup>の Mance, Hughes 両裁判官による主導的意見は、条約 5 条 1 項・4 項に関して以下の通り判示した<sup>52)</sup>。

---

51) R (Haney, Kaiyam and Massey) v SSJ [2014] UKSC 66. Haney 事件とも表記される。

52) Neuberger, Toulson, Hodge 裁判官も同意しており、全員一致の判断である。

国内裁判所はミラー原則 (mirror principle)<sup>53)</sup>に厳密に従う必要はなく、ヨーロッパ人権裁判所判決等には拘束されない (paras. 18–21)。出発点は条約5条の文言に求めなければならない (para. 22)。条約5条1項と4項の明示的な文言は、5条1項上正当化されないあらゆる拘禁を解くべきことを想定している。James v UK 判決は、最低拘禁期間終了後に仮釈放に向けたプログラムを適切に提供しなければ、その期間の拘禁は「恣意的」であり違法となるとする。仮にこの理由付けを採用すれば、当該拘禁は条約5条1項a号の明示的な文言に違背し、受刑者は条約5条4項上の迅速な仮釈放を直ちに得る権利を有すべきことになる。しかしながら、国会制定法は仮釈放審査委員会が認めない限り拘禁の継続を求めており、仮釈放は不可能である (para. 23)。

条約5条1項に関する James v UK 判決の理由付けは、ヨーロッパ人権裁判所先例からほとんど見出すことができない (para. 32)。James v UK 判決のはるかに実質的な問題点は、論理的には、プログラムを通じた進歩がみられない受刑者を仮釈放し、彼らの仮釈放を妨げる限りで1997年犯罪(量刑)法28条6項b号について不適合宣言すべきことを求める点にある (para. 34)。James v UK 判決は、実体的な枠組みを導出しない条約5条1項a号の「違法性」を過剰に拡大しており、従うことはできない。しかしながら、このことは、当法廷がJames事件貴族院判決に逆戻りすることを意味しない (para. 35)。最高裁は、James v UK 判決が判示した量刑の目的に社会復帰が含まれるという点と、無期刑受刑者が社会復帰をし、危険性がないことを立証するための合理的な機会を提供する義務が条約5条の枠組みに内在することを、承認すべきである。但し、この義務は、条約5条1項の明示的な文言からは見出されない (para. 36)。条約5条4項は、国家に対して、違反した場合に拘禁の合法性に直接影響を与えない付随的義務 (an ancillary duty) を生じさせる。付随的義務とは、仮釈放審査委員会による審査を可能にすることである、条約5条4項が保障するのは、明確には仮釈放審査委員会による審査に限定され、優先的なプログラムの提供は導出されない (para. 37)。適切なプロ

53) R (Ullah) v Special Adjudicator [2004] UKHL 26, para. 20.

プログラムの提供によって仮釈放に向けた進歩を促進する義務は、条約5条1項a号や4項の明示的な文言からは保障されないものの、拘禁の合法性に影響を与えず、違反した場合に損害賠償の対象となる付随的義務として含意されるべきであり、Corey判決が示唆するように、条約5条全体から含意されうる(para.38)。仮釈放審査委員会が仮釈放を認めるまでは無期刑(の宣告)と直接の因果関係があるため、仮釈放を促進する義務の違反に対する適切な救済は、仮釈放ではなく、正当な挫折と不安に対する損害賠償である(para.39)。

## ② ヨーロッパ人権裁判所決定

4名中3名は、最高裁判決によるヨーロッパ人権裁判所判例の解釈に誤りがあるなどとして、ストラスブールに提訴した。ヨーロッパ人権裁判所は2016年1月12日に、2名は社会復帰のための機会が提供され、1名も提供されなかったとは言えず、条約5条1項違反の申立は明白に根拠を欠くとして不受理とした(paras.73-83)<sup>54)</sup>。不受理決定の概要は、以下の通りである。

James v UK判決は、IPP受刑者に対する社会復帰のための現実の機会の提供は継続拘禁期間で必要な要素であるとしており、厳密に言えば、条約5条1項a号は、量刑のうち刑罰(応報)として科されている最低拘禁期間中に提供することを求めていない(para.67)。条約5条1項は、受刑者が要求する社会復帰のためのあらゆるプログラムに即座にアクセスする絶対的な権利を保障していないものの、制限や遅延は合理的なものでなければならない(para.68)。継続拘禁が条約5条1項a号に違反するかについては、拘禁全体を斟酌した上で判断しなければならず、最低拘禁期間終了前から当該機会を提供されてきたかの検討を含むべきである(para.69)。ヨーロッパ人権裁判所判例法理にてらせば、社会復帰のためのプログラム提供の遅延を理由として最低拘禁期間終了後の拘禁が5条1項a号違反という評価を受けることは、稀であろう。James v UK判決は、プログラムが提供され始める前に実質的な期間(substantial periods of time)が経過した点に着目して、条約違反を認定し

<sup>54)</sup> Kaiyam and Others v UK (dec.), nos.28160/15 *et al.*, 12 January 2016.

ている (para.70)。ヨーロッパ人権裁判所の任務は、遅延が比例原則に反する程度にまで「恣意的」であり、当該期間の拘禁が条約5条1項a号上「違法」であるかを判断することに限定される。James v UK 判決にてらせば、プログラム提供の遅延が、たとえ国務大臣が定める政策（当時の行刑局規則4700）と一致しないとしても、条約5条1項a号上「恣意的」であると認定するには不十分である。この意味で、ヨーロッパ人権裁判所がプログラム提供の遅延に関して5条1項a号違反を認定する基準は、より厳密であるかもしれない (para.72)。

### ③ 検 討

Kaiyam 判決は、James v UK 判決が条約5条上の「違法性」を広く捉えたことを批判しつつも損害賠償を認容している点で、James 判決（最高裁）と James v UK 判決（ヨーロッパ人権裁判所）との間の第三の手法を採用し、ヨーロッパ人権裁判所との全面対決を回避したと評することもできる<sup>55)</sup>。Kaiyam 判決が James v UK 判決とは異なる判断をした理由は、同判決が先例と乖離しているとした点に加えて、同判決に従うと危険性がないとは言えない受刑者の仮釈放をもたらすことを懸念した点にある (Kaiyam, paras. 32 and 34)<sup>56)</sup>。しかし後者の点について James v UK 判決は、危険性がないことを立証する機会が与えられていない最低拘禁期間終了後の受刑者を仮釈放しなければならぬとすれば遺憾である、と述べているにとどまる (James v UK, para.217)。むしろ James v UK 判決は、仮釈放への道筋（イギリスの実務を前提とすれば、受刑者が自身に危険性がないことを立証することができるプログラムの提供）を用意することを求めており (James v UK, paras.206, 209 and 215)、厳罰化立法によって行刑領域の入口（無期刑判決）を広げたにもかかわらず、行刑領域からの出口（仮釈放への道筋）を入口に見合った分量で提供できない行刑実務にこそ問題がある。IPP 受刑者数に応じたプログラムの提供が追いつかないのであれ

55) Blair, *supra* note 36, at 87.

56) Lewis Graham, 'The Modern Mirror Principle', [2021] PL 523, at 527–529 and 531.

ば、IPPを必要の科刑とした2003年刑事司法法225条のような過剰な厳罰化立法や政策は、条約5条の精神とは相容れない。James v UK判決は、ヨーロッパ人権裁判所が部分的ではあれ厳罰化立法や政策に歯止めをかけることを示唆した事例としても評価することができる。

Kaiyam v UK決定は、条約5条全体から社会復帰のためのプログラムを提供する付随的義務が生じるとするKaiyam判決の立論を採用せずに、正面から条約5条1項が適用されるとした。James v UK判決に従って、プログラム提供の遅延は合理的なものでなければならないとした。他方で、ヨーロッパ人権裁判所判例からするとプログラム提供の遅延を理由とした条約違反判決は稀であろうとした上で、「恣意性」の要件をより厳格に捉えた(Kaiyam v UK, paras. 68–70 and 72)。当てはめの場面においても、申立人3名全員の条約違反を否定し、受刑者の権利保障を拡充する立場には立たなかった。この点でKaiyam v UK決定は、次に検討するBrown判決がそうであるように、国内裁判所が採用しやすい論旨を展開したと言える。「判決」ではなく「決定」として事件処理した点も、国内裁判所が本決定を受容しやすい環境を作った可能性がある<sup>57)</sup>。

#### (4) Brown 事件

拘禁期間7年と拡張的監督期間3年の拡張的監督期間付拘禁刑に服していたBrownは、拘禁期間の2/3の経過によって必要的仮釈放となったものの、その後仮釈放が取り消された。Brownは、その間の適切な社会復帰のためのプログラムの不提供が条約5条に違反すると主張した。社会復帰のための現実の機会を提供する条約5条上の義務が、拡張的監督期間付拘禁刑受刑者にも生じることが争点となった。2017年11月1日の最高裁判決は、Brownには社会復帰のための現実の機会が提供されていたとして、全員一致で条約5条

---

57) Lewis Graham, 'Strategic Admissibility Decisions in the European Court of Human Rights', (2020) 69 ICLQ 79, at 98.

違反を否定した<sup>58)</sup>。Reed 裁判官による法廷意見の要旨は、次の通りである。

James v UK 判決は、プログラムの不提供が司法審査の対象となり、かつ制定法上仮釈放審査委員会が仮釈放権限を有していれば、条約5条4項の要請を満たすとしている。すなわち、ヨーロッパ人権裁判所の論理は、違法な拘禁を終わらせる義務は、拘禁を違法とする要素を終わらせることで果たするというものである (para.25)。社会復帰のための現実の機会を提供しないことによって拘禁が条約5条1項に違反する場合、適切な救済は、金銭賠償に加えてそのような機会を提供することである (para.27)。ヨーロッパ人権裁判所の「現実主義と柔軟性 (the realism and flexibility)」に留意することは重要である。James v UK 判決が示すように、当局に対して直ちに処遇や設備の提供を期待するのは非現実的である (para.28)。

第1に、Kaiyam 事件で最高裁は、付随的義務を拘禁期間全体を通じて生じる義務であるとした。他方でヨーロッパ人権裁判所は、条約5条1項a号に依拠し、最低拘禁期間終了後にのみ拘禁の合法性の問題が生じるとした (para.39)。第2に、最高裁は Kaiyam 判決で、付随的義務を社会復帰のための合理的な機会を提供する義務として扱った。ここでの基準は、恣意性ではなく合理性である。他方でヨーロッパ人権裁判所は James v UK 判決で、拘禁が「恣意的」であり従って条約5条1項上「違法」であるかという文脈で、「合理的な機会」という表現を使用した。Kaiyam v UK 決定が明示するように、これはより厳格な基準である (para.40)。最高裁が、義務が5条1項a号から導出されることの承認を躊躇するのは、条約によって課された義務よりも著しく強い義務を当局に課することになるためである (para.42)。5条1項a号上の義務違反を認定する基準は、Kaiyam 判決が示した基準よりも厳格である。より根本的には、James v UK 判決は、社会復帰をする機会を提供しないことで条約5条1項a号上違法となる拘禁を終了させ、かつ仮釈放審査委員会が危険性がないと判断した場合に仮釈放を保障すれば、条約5条4項の要請を満たすと判断した。Kaiyam 判決は、この点について何ら言及

58) Brown v PB for Scotland and others [2017] UKSC 69.

していない (para. 43)。この不十分な状況において、当裁判所は、Kaiyam 判決の理由付けから生じる難点に正面から対峙すべきである。当裁判所は、James v UK 判決以降のヨーロッパ人権裁判所に従ったアプローチを採用し、本件を条約 5 条全体に含意される付随的義務として扱うことをやめるべきである (para. 44)。

(拡張的監督期間付拘禁刑の) 拘禁期間 (custodial term) 中に拘禁される受刑者は (通常の) 有期刑に服する受刑者と類似しており、拘禁期間中に仮釈放が取り消された場合、裁判所が宣告した刑期に服し続ける。当該期間は条約 5 条 1 項 a 号上「合法」であり、条約 5 条 4 項が要請する司法的監督も当初の量刑に組み込まれている (para. 58)。(拡張的監督期間付拘禁刑の) 拡張的監督期間 (extension period) 中に拘禁される受刑者は、次の 3 点で異なる地位にある。第 1 に、裁判所は当該期間を社会内で強制的な監督に服することを命じている。公衆への危険性を監督できないときは、国務大臣が仮釈放を取り消し、仮釈放審査委員会が公衆保護のために拘禁が必要ではないと判断しない場合に拘禁される。第 2 に、拡張的監督期間の目的は有期刑の目的とは実質的に異なり、公衆保護である。第 3 に、拡張的監督期間中の拘禁が裁判所ではなく国務大臣の判断によるという事実は、司法機関による監督に服さなければならないことを意味する。同期間は、精神不安定や危険性という時の経過と共に変化しやすい要因に依拠する。従って、同期間の司法的監督は、条約 5 条 4 項上の要請である (paras. 59–61)。これらの点を考慮すると、条約 5 条 1 項 a 号は IPP 受刑者に社会復帰のための現実の機会を提供する義務を課しているという James v UK 判決の理由付けは、(拡張的監督期間中の拡張的監督期間付拘禁刑にも) 等しく適用される (para. 62)。

本判決は、条約 5 条全体から社会復帰のためのプログラムを提供する付随的義務が生じるとする Kaiyam 判決が示した最高裁独自の立場を放棄し、ヨーロッパ人権裁判所と歩調を合わせる解釈をした。ヨーロッパ人権裁判所 (James v UK 判決) に対して最高裁 (Kaiyam 判決) が懸念を示し、ヨーロッパ人権裁判所 (Kaiyam v UK 決定) がその懸念を払拭する形で応答し、最高裁 (Brown 判決)



がその応答を受容する構図を読みとることができる<sup>59)</sup>。本判決は、無期刑に分類される IPP の事案である James v UK 判決の理由付けが、有期刑に分類される拡張的監督期間付拘禁刑のうち拡張的監督期間中の受刑者にも適用されるとした。しかし、James v UK 判決から本判決に至る両裁判所間の「対話」は、全体としては条約5条の保護範囲を拡充させるものではなかった。

## (5) 小 括

IPP は、公衆に対して深刻な危害を与える重大な危険性を有すると裁判所が判断した者に対する科刑である<sup>60)</sup>。その判断は、裁判所が、量刑宣告時点までの事実関係から将来の危険性を予測した上で、最低拘禁期間終了後も拘禁が正当化されると判断したものである (James, paras.103 and 14)。危険性が時の経過と共に変化しうる要因であることは否定できないため、少なくとも受刑者が、危険性がないことを立証する機会を与えられないまま最低拘禁期間終了後に拘禁され続けることは、条約5条上の恣意的な拘禁にあたる (Corey, para. 47)。

Kaiyam 判決 (最高裁) は、ミラー原則に厳密に従う必要はないとして、ヨーロッパ人権裁判所判例ではなく条約の文言に着目し、条約5条1項と4項は、5条1項上正当化されないあらゆる拘禁を解くべきことを想定している点を出発点とするとした。そして、IPP の目的にも社会復帰が含まれ、そのために危険性がないことを立証するための機会を提供する義務が条約5条から生じるという James v UK 判決を承認しつつも、社会復帰のためのプログラムを提供することができない場合に受刑者を仮釈放しなければならないおそれを回避するため、プログラムを提供する義務は、拘禁の合法性に影響を与えない条約5条全体から生じる付随的義務であるとした (Kaiyam, paras.18-23 and

59) See, Bail for Immigration Detainees, 'BID Response to the Call for Evidence: From the Independent Human Rights Act Review Panel', (2021), paras. 8-10.

60) 脚注5参照。

34-38)。Kaiyam v UK 決定（ヨーロッパ人権裁判所）は、プログラム提供の制限や遅延は合理的なものでなければならないとする James v UK 判決を維持した上で、遅延の恣意性を理由として条約 5 条 1 項違反を認定する基準は、より厳密であるかもしれないとした（Kaiyam v UK, paras. 68 and 72）。Brown 判決（最高裁）は、ヨーロッパ人権裁判所（Kaiyam v UK 決定）の「現実主義と柔軟性」を評価し、Kaiyam 判決が James v UK 判決に対する懸念から定立した付随的義務の立場を放棄し、James v UK 判決の解釈を採用した（Brown, paras. 28 and 42-44）。

James v UK 判決から Brown 判決に至る国内裁判所とヨーロッパ人権裁判所間の「司法対話」は、国内裁判所に対してヨーロッパ人権裁判所判決等を考慮に入れた上で判断することを義務付けた現行の 1998 年人権法 2 条 1 項の下で行われた「対話」である。但し、この「司法対話」によって、条約上の権利内容や国内人権水準が拡充したとは必ずしも言えない。ストラスブールで下されうる判断と遜色ない救済を国内裁判所でも実現させるという意味では、現行の 1998 年人権法の意図<sup>61)</sup>は達成できているものの、ヨーロッパ人権裁判所が部分的ではあれ国内人権保障の牽引役としての役割を果たしてきた 2000 年代初頭までとは異なる様相を呈している。

## 6. 日本への視座

日本では、有期刑は刑期の 1/3、無期刑は 10 年を経過した後に、改悛の状があるときに地方更生保護委員会が仮釈放を許すことができる裁量的仮釈放のみを採用している（刑法 28 条、更生保護法 16 条 1 号・39 条）。仮釈放率は 2010 年を底に上昇に転じたものの<sup>62)</sup>、2021 年中に出所した受刑者のうち満

---

61) See, Home Office, 'Rights Brought Home: The Human Rights Bill', (Cm 3782, October 1997), paras. 1.18-1.19 and 2.4.

62) 法務省『令和 4 年版犯罪白書』（2023 年）2-5-2-1 図。

期釈放者（保護観察付一部執行猶予者で実刑部分が終了した者を含む）は約 39.1% に及び<sup>63)</sup>、有期刑仮釈放者のうち刑の執行率が 70% 未満の者は約 1.4% にすぎず、90% 以上の者が約 34.8% を占めている<sup>64)</sup>。これでは、現在の日本の仮釈放制度が、社会内処遇の出発点としての機能を十分に果たしていると言えるかは疑わしい<sup>65)</sup>。円滑な社会復帰を促進する観点からは、施設内処遇と完全な自由との間の過渡期の段階に位置付けられる仮釈放を積極的に行うことが求められる<sup>66)</sup>。また、仮釈放の可否が本人の権利利益に重大な影響を与える以上は、仮釈放に至るプロセスは適正な手続の下で行われる必要がある<sup>67)</sup>。仮釈放に至るプロセスに受刑者ができるだけ主体的な役割を果たしうる制度設計をすることは、本人の社会復帰に向けた意欲を涵養することにもつながる。

日本には有期刑に必要な仮釈放制度は存在せず、無期刑の拘禁期間に関する枠組みもイギリスとは異なる点で、イギリスとヨーロッパ人権裁判所の判例をそのまま日本に当てはめることは適切さを欠く。しかし、本稿で検討したイギリスとヨーロッパ人権裁判所の判例からは、刑法上仮釈放が可能となる期日に達した受刑者に対して、本人に何らかの形で仮釈放審理を求める機会を付与することが示唆される。

日本では、仮釈放審理を行う機関である地方更生保護委員会が、仮釈放に関して終局的権限を有している（更生保護法 39 条 1 項）。しかし、現行法は受刑者には仮釈放申請権を認めておらず、刑事施設長による仮釈放の申出又は地方更生保護委員会の職権によって仮釈放審理が開始されるところ（更生保護法 34 条 1 項・35 条 1 項）、実務は専ら前者によって審理が開始されている<sup>68)</sup>。

63) 法務省「2021 年矯正統計年報」21-00-68。

64) 法務省「2021 年保護統計年報」21-00-18。

65) 大谷實『刑事政策講義（新版）』（弘文堂，2009 年）286-287 頁。

66) 山下邦也「仮釈放・善時制・恩赦」澤登俊雄ほか編著『新・刑事政策』（日本評論社，1993 年）277 頁。

67) 瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』（成文堂，1991 年）355・357 頁。

68) 仮釈放を許す旨の決定をしない判断をする割合はおおむね 1 割未満で推移してお

できる限り早期の段階で本人に仮釈放審理を求める機会を付与することは、人身の自由や適正手続といった人権論、さらに刑事政策的観点にてらして重要な意味を持つ<sup>69)</sup>。受刑者本人に仮釈放申請権を認めない現行法の枠組みの下でも、2009年10月以降は、無期刑受刑者に対して、刑の執行開始から30年を経過した時点から1年以内に一律に仮釈放審理を開始する運用がとられている<sup>70)</sup>。そうであるならば、現行法の枠組みを前提とするとしても、一定の有期刑受刑者（例えば、処遇指標がI級に分類される刑期が10年以上の長期刑受刑者）を対象として、一定期間の経過によって仮釈放審理を行う運用を導入することは、一考の余地がある<sup>71)</sup>。仮にこの運用が確立すれば、拘禁期間の均衡の観点から、無期刑受刑者に対する仮釈放審理を開始する時期が早期化し、長期刑以外の有期刑受刑者の仮釈放審理も積極化する可能性がある。

また、本人に何らかの形で仮釈放審理を求める機会を付与したり、仮釈放審理を積極化させる前提として、仮釈放の申出や審理に至るプロセスの可視化を強めることが求められる。地方更生保護委員会による仮釈放を許す旨の決定をしない判断に対する理由は、開示されない。しかし、仮釈放を許す旨

---

り、刑事施設長が申出をすればほとんどの場合に仮釈放を認められる（法務省「2021年保護統計年報」21-00-01）。

69) 社会復帰の観点から仮釈放申請権を認めることが望ましいとする論拠として、武内謙治「仮釈放——必要的仮釈放をめぐる議論を中心に」本庄ほか・前掲6, 113頁。川出ほか・前掲1, 250頁は、「本人の申出を受けて、地方委員会が職権による審理開始の要否を検討するなど、本人を仮釈放手続に主体的に関与させるような施策は考慮に値しよう」としている。

70) 平成21年3月6日付け法務省保観第134号保護局長通達「無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用について（通達）」。

71) 1949年から1952年にかけて、仮釈放申請権こそ認めていなかったものの、執行すべき刑期が1年以上の受刑者に対して、本人に仮釈放の出願又は放棄の意思表示をさせ、仮釈放が可能となる期日の60日前までに地方更生保護委員会に進達し、進達があれば速やかに仮釈放審理を行う運用がとられていた（岩井敬介「社会内処遇について——33年間のパロール制度を通して」犯罪と非行53号（1982年）5頁）。現在とは状況が大きく異なる戦後初期の運用とはいえ、適正な予算措置を講じれば、実現可能性がない空想とまでは言えない。

の決定をしない判断をした理由を知ることは、適正手続の観点から最低限求められる要請であり<sup>72)</sup>、その理由がたとえ本人の責めに帰するものではない場合も、本人の社会復帰に向けた意欲の維持と仮釈放後に社会復帰を持続させるために重要な意味がある。少なくとも仮釈放を許す旨の決定をしない場合の理由を開示した上で、審査請求の対象とすることが求められる<sup>73)</sup>。

---

72) 瀬川・前掲 67, 357 頁。

73) 仮釈放を許す旨の決定以外の判断は「決定をもってした処分」ではないため、仮釈放を許す旨の決定をしない判断に対しては、受刑者は中央更生保護審査会に審査請求をすることはできない（更生保護法 92 条）。川出ほか・前掲 1, 252 頁。